

サービス付き高齢者向け住宅

ケア・トラスト一期の家 熊谷曙町

重要事項説明書

ケア・トラスト 株式会社

重要事項説明書

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条及び埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針12(4)に基づき、以下の事項について、書面を交付して説明します。

1 サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地等

住宅の名称	(ふりがな) けあ・とらすといちごのいえ くまがやあけぼのちよう ケア・トラスト期の家 熊谷曙町		
所在地※1	(郵便番号 360-0033) 埼玉県熊谷市曙町3-5-3-2		
連絡先	電話番号	048-598-5413	
	FAX番号	048-598-5414	
	メールアドレス	akebonocho@care-trust.co.jp	
	ホームページアドレス	http://www.care-trust.co.jp	
利用交通手段	☒ 1. 電車 (JR高崎 線 熊谷 駅から 徒歩 で 9 分) ☐ 2. その他 ()		
住宅に関する権原	☐ 1. 所有権 ☒ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 期間 平成 24 年 11 月 1 日から 令和 19 年 10 月 31 日まで 契約の自動更新 ☒ あり ☐ なし 抵当権の有無 ☐ あり ☒ なし		
施設に関する権原※2	☐ 1. 所有権 ☒ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 期間 平成 24 年 11 月 1 日から 令和 19 年 10 月 31 日まで 契約の自動更新 ☒ あり ☐ なし		
敷地に関する権原	☐ 1. 所有権 ☒ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 期間 平成 24 年 11 月 1 日から 令和 19 年 10 月 31 日まで 契約の自動更新 ☒ あり ☐ なし 抵当権の有無 ☐ あり ☒ なし		

(※1)住居表示が決定している場合は住居表示を記載すること。
建築前で、建物の所在、住居表示が決定していない場合は、土地の地番を記載すること。
(※2)施設とは、「9 サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設」を指す。
施設の運営者の権原を記載すること。運営者が複数いる場合、規模が最も大きい施設の運営者の権原を記載し、その他の運営者の権限について、入居者へ説明すること。

2 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	☒ 法人 ☐ 個人		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) けあとらすとかぶしきがいしゃ ケア・トラスト株式会社		
住 所 (法人にあっては 主たる事務所)	(郵便番号 171-0051) 東京都豊島区長崎5-3-2-8 電話番号 03-5926-4300		
法人の役員	別添 1 のとおり		
法定代理人 (未成年の個人 である場合)	(ふりがな) 商号、名称、又は氏名 住所 (法人にあっては主 たる事務所の所在地) (郵便番号) 電話番号 法人の役員 別添 2 のとおり		

3 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな) けあとらすとかぶしきがいしゃ ケア・トラスト株式会社		
事務所の所在地	(郵便番号 171-0051) 東京都豊島区長崎5-3-2-8 電話番号 03-5926-4300		

4 サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	23	戸
居住部分の規模	(最小)	18.83	m ²
	(最大)	18.83	m ²
構造及び設備	共同利用設備 ☒ あり ☐ なし		
	構 造 木 造		階 数 2 階建
	☐ 耐火建築物 ☒ 準耐火建築物 ☐ その他 ()		
	建築物の延床面積		999.52 m ² (うちサービス付き高齢者向け住宅部分 m ²)
竣工の年月	平成24 年 10 月 15 日		
加齢対応構造等	☒ 登録基準に適合している		
	☒ エレベーターを備えている		
	☒ 緊急通報装置を備えている		

5 サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	☒ 賃貸借契約 ☐ 終身建物賃貸借契約 ☐ 利用権契約
	☐ その他 ()
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その旨	
終身賃貸事業者の事業の認可	☐ 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	☒ 次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居者(配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者) (「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。)
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり

事業開始時期	平成24 年 11 月 1 日から
--------	-------------------

6 利用料金

高齢者生活支援サービス	サービスの種類	提供形態		提供の対価（概算・月額）	詳細については、別添4のとおり
	状況把握・生活相談	■ 自ら	□ 委託	約 6,400 円	
	食事の提供	■ 自ら	□ 委託 □ 提供しない	約 42,750 円	
	入浴等の介護	■ 自ら	□ 委託 □ 提供しない	約 0 円	
	調理等の家事	■ 自ら	□ 委託 □ 提供しない	約 0 円	
	健康の維持増進	■ 自ら	□ 委託 □ 提供しない	約 0 円	
その他		■ 自ら	□ 委託 □ 提供しない	約 0 円	
家賃の概算額	（最低） 約 48,500 円			住戸ごとの内容は別添3のとおり	
	（最高） 約 48,500 円				
共益費の概算額	（最低） 約 8,640 円				
	（最高） 約 8,640 円				
敷金の概算額	（最低） 約 48,500 円			家賃の 1 月分	
	（最高） 約 48,500 円				
前払金※の有無	□ あり ■ なし				
家賃等の前払金の概算額	（最低） 約 円			（最高） 約 円	
特定施設入居者生活介護事業所	□ 指定を受けている 介護保険事業所番号 （ ）				
	■ 指定を受けていない				
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	□ 指定を受けている 介護保険事業所番号 （ ）				
	■ 指定を受けていない				
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	□ 指定を受けている 介護保険事業所番号 （ ）				

介護サービス提供事業所	■ 指定を受けていない
介護サービス情報	(地域密着型) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は別紙※のとおり

※「介護サービス情報公表システム」の掲載内容を印刷したもの。

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	建物賃借料、近隣相場を勘案して算定
共益費（管理費）	事務管理費、共用施設の維持管理費、光熱水費により算定
敷金	家賃の1か月分
高齢者生活支援サービス	人件費により算定
食費	人件費、材料費により算定
その他	人件費により算定

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金算定の根拠)

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	

※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。

前払金の算定根拠		
想定居住期間（償却年数）		
償却開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額		
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払い金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他	

※前払い金を受領していない場合は省略可

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

利用料金の支払方式		☐ 全額前払い方式
		☐ 一部前払い・一部月払い方式
		☒ 月払い方式
		☐ 選択方式 (該当する方式全て選択) ☐ 全額前払い方式 ☐ 一部前払い・一部月払い方式 ☐ 月払い方式
年齢に応じた金額設定		☐ あり ☒ なし
要介護状態に応じた金額設定		☐ あり ☒ なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱		☐ 減額なし
		☒ 日割り計算で減額
		☐ 不在期間が 日以上の場合に限り日割り計算で減額
利用料金の改定	条件	①租税・その他の負担の増減、諸物価の上昇及びその他の経済事情の変動、近隣比較等から不相当となった場合 ②物件及び付帯設備又は敷地に改良を施した場合
	手続き	入居者及び施設側の協議の上決定

7 サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	☒ 自ら管理 ☐ 管理業務を委託	
委託する業務の内容 (契約事項)		
管理業務の委託先		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	
	電話番号	
修繕計画		
計画策定の 有無	☐ あり ☒ なし	
大規模修繕の実 施予定	頃実施予定	
その他計画的な 修繕予定		

8 サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所番号	事業所の場所
デイサービス一期の家 熊谷曙町	通所介護	1173102540	☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☒ 隣接する土地
			☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
			☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地

※表に記載された施設、サービスに限らず、介護サービス事業者の選択は自由とする。

9 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力（該当する場合のみ）

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな)
事業所の所在地	(郵便番号)
	電話番号
連携又は協力の内容	

10 登録の申請が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

更新の申請が基本方針及び埼玉県高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである。

1 1 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	①高齢者向け住宅の利用者が安全に、安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実を図る事を目的とし、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を務めていく ②入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していく ③高齢者の居住の確保に関する基本的な方針の五の4「高齢者居宅生活支援サービスの提供」を参考に、利用者が希望する医療・介護サービスを提供する。
サービスの提供内容に関する特色	①24時間365日、医療機関との連携を図る ②市区町村、地域包括支援センター、また近隣住民との連携体制を整えている ③生活相談や状況把握、緊急対応に速やかに対応できるよう、有資格者の配置に努めている

(医療連携の内容)

医療支援		☒ 救急車の手配	
		☒ 入退院の付き添い	
		☒ 通院介助	
		☐ その他（	

(入居後に居室を住み替える場合)

入居後に居室を住み替える場合	☐ 一時介護室へ移る場合	
	☐ 介護居室へ移る場合	
	☒ その他（他の居室へ移る場合）	
判断基準の内容	常時見守りが必要な場合、施設が指定する居室へ住み替えとなる場合があります。	
手続きの内容	☒ 医師の意見を聞く	
	☒ 3か月間の観察期間を置く	
	☒ 本人及び身元引受人の同意を得る	
追加的費用の有無	☐ あり	☒ なし
居室賃借権（利用権）の取扱い	住み替え後の居室に移行	
前払金償却の調整の有無	☐ あり	☒ なし
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	☐ あり ☒ なし
	便所の変更	☐ あり ☒ なし
	浴室の変更	☐ あり ☒ なし
	洗面所の変更	☐ あり ☒ なし
	台所の変更	☐ あり ☒ なし
	収納設備の変更	☐ あり ☒ なし
	その他の変更	☐ あり（変更内容）
	☒ なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者【表示事項】	自立している者	☒ あり ☐ なし
	要支援の者	☒ あり ☐ なし
	要介護の者	☒ あり ☐ なし
留意事項	①承諾なく転貸を行ってはならない ②承諾を得ることなく、物件の増築・改築・移転・改造もしくは模様替え、敷地内における工作物の設置を行ってはならない ③危険行為等を行ってはならない ④共用部分に私物を置いてはならない。	
事業主体から契約解除を求める場合	解約条項	賃貸借契約書 第17条
	解約予告期間	6か月
入居者から契約解除を求める場合	解約条項	賃貸借契約書 第16条
	解約予告期間	2か月
体験入居の内容	☒ あり（内容：1泊2日3食付8250円） ☐ なし	
入居定員	23人	
その他	体験入居は、空室時かつ施設が対応でき本人の希望があれば利用できる。	

1 2 職員体制

(職種別の職員数) ※サービス付き高齢者向け住宅事業(以下「住宅事業」という。)の職員数

職種	職員数（実人数） 15人					常勤換算 人数※1
	合計	常勤		非常勤		
		専従	非専従	専従	非専従	
管理者	1		1			
生活相談員	2				2	
直接処遇職員	14	2		2	10	
介護職員	12	2		2	8	
看護職員	2				2	
機能訓練指導員						
計画作成担当者						
栄養士						
調理員						
事務員						
その他職員						
1週間に常勤の従業者が勤務すべき時間数※1						時間

※1 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要

(注1)併設の介護保険事業所の勤務時間は表に含めない。

(特定施設入居者生活介護等の勤務時間は含む。)

(注2)常勤・非常勤、専従・非専従について

「常勤 …住宅事業にのみ従事し、法人の就業規則等で定める常勤の者。

「非常勤 …常勤以外の者。併設の介護保険事業所と兼務する職員は必ず非常勤に該当。

「専従 …住宅事業で1つの職種のみで勤務する者。

「非専従 …専従以外の者。

(注3)業務委託により配置される職員がいる場合は、人数の後ろに(委託))と記載すること。

(注4)常勤換算人数とは、従業者の住宅事業の勤務延時間数を、法人の就業規則等で定める常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の人数に換算した人数。

(資格を有している介護職員の人数)

職種	職員数(実人数) 15 人				
	合計	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士					
介護福祉士	3				3
実務研修の修了者					
初任者研修の修了者	3				3
介護支援専門員					
(注1)(職種別の職員数)の介護職員が保有する資格について記入。					
(注2)1人の職員が複数の資格を有している場合、いずれか1つの資格にのみ計上。					

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

職種	職員数(実人数) 人				
	合計	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従
看護師又は准看護師					
理学療法士					
作業療法士					
言語聴覚士					
柔道整復師					
あん摩マッサージ指圧師					
(注1)(職種別の職員数)の機能訓練指導員が保有する資格について記入。					
(注2)1人の職員が複数の資格を有している場合、いずれか1つの資格にのみ計上。					

(夜勤を行う職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (17時00分～9時00分)		
職種	平均人数	最小時人数※
介護職員	1 人	1 人
看護職員	0 人	0 人
※最小時人数は、休憩中の職員も勤務している人数として計上。		

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、省略可能)	契約上の職員配置比率 【表示事項】	☐ 1.5 : 1 以上
		☐ 2.0 : 1 以上
		☐ 2.5 : 1 以上
		☐ 3.0 : 1 以上
外部サービス利用型特定施設の介護サービス提供体制(該当しない場合、省略可能)	実際の配置比率(記入日時点での利用者数:常勤換算職員数)	: 1
	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	

通所介護事業所の名称	
------------	--

(職員の状況)

管理者	管理者の氏名		黒島 寿哉								
	職名		管理者								
	他の職務との兼務		☒ あり ☐ なし								
	業務に係る資格等		☒ あり								
			資格等の名称				介護福祉士				
		☐ なし									
		生活相談員		介護職員		看護職員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数											
前年度1年間の退職者数											
経験年数	1年未満										
	1年以上 3年未満										
	3年以上 5年未満										
	5年以上 10年未満										
	10年以上										
従業者の健康診断の実施				☒ あり ☐ なし							

13 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	人
	女性	人
年齢別	65歳未満	人
	65歳以上75歳未満	人
	75歳以上85歳未満	人
	85歳以上	人
要介護度別	自立	人
	要支援1	人
	要支援2	人
	要介護1	人
	要介護2	人
	要介護3	人
	要介護4	人
	要介護5	人

入居期間	6ヶ月未満	人
	6ヶ月以上1年未満	人
	1年以上5年未満	人
	5年以上10年未満	人
	10年以上15年未満	人
	15年以上	人

(入居者の属性)

平均年齢	歳
入居者数の合計	人
入居率※	%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除した割合。 一時不在の者も入居者に含む。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	人	
	社会福祉施設	人	
	医療機関	人	
	死亡者	人	
	その他	人	
生前解約の状況	施設側の申し出	人	(解約事由の例)
	入居者側の申し出	人	(解約事由の例)

14 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

1	窓口の名称	ケア・トラスト一期の家 熊谷曙町
	電話番号	048-598-5413
	対応している時間	24時間
	定休日	なし(年中無休)
2	窓口の名称	埼玉県福祉部高齢者福祉課
	電話番号	049-830-3254
	対応している時間	8:30~17:15
	定休日	土曜、日曜、祝日、12/29~1/3
3	窓口の名称	埼玉県都市整備部住宅課
	電話番号	048-830-5562
	対応している時間	8:30~17:15
	定休日	土曜、日曜、祝日、12/29~1/3
4	窓口の名称	熊谷市消費生活センター
	電話番号	048-524-7321
	対応している時間	9:30~12:00 13:00~16:00
	定休日	土曜、日曜、祝日、12/29~1/3
5	窓口の名称	埼玉県消費生活支援センター熊谷
	電話番号	048-524-0999
	対応している時間	9:00~16:00
	定休日	日曜、祝日、12/29~1/3

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	☒ あり	損保ジャパン日本興亜株式会社 保険種類：賠償責任保険 保険種目：受託者賠償
	☐ なし	
賠償すべき事故が発生したときの対応	☒ あり	速やかに保険会社へ事故の状況を報告し、協議の上、適切な損害賠償を行います。
	☐ なし	
事故対応及びその予防のための指針	☒ あり	☐ なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	☐ あり	実施内容	
		結果の開示	☐ あり ☐ なし
第三者による評価の実施状況	☒ なし		
	☐ あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	☐ あり ☐ なし
	☒ なし		

15 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	☐ 入居希望者に公開	☒ 入居希望者に交付	☐ 公開していない
管理規程	☒ 入居希望者に公開	☐ 入居希望者に交付	☐ 公開していない
事業収支計画書	☐ 入居希望者に公開	☐ 入居希望者に交付	☒ 公開していない

財務諸表の要旨	☐ 入居希望者に公開	☐ 入居希望者に交付	☒ 公開していない
財務諸表の原本	☐ 入居希望者に公開	☐ 入居希望者に交付	☒ 公開していない

16 その他

運営懇談会	☐ あり (開催頻度) 年 回				
	☒ なし	☒ 代替措置あり	(内容) 家族との連絡体制を敷いていて家族と定期的に連絡を取っている。		
		☐ 代替措置なし			
提携ホームへの住み替え※	☐ あり (提携ホーム名 :) ☒ なし				
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	☒ あり ☐ なし				
埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	☒ なし				
	☐ あり	(その内容)			
※提携ホームとは、(介護予防) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている提携施設を指す。					

- (添付資料)
- 別添1 (役員名簿 (法第6条第1項第3号に該当する者))
 - 別添2 (役員名簿 (法第6条第1項第4号に該当する者))
 - 別添3 (住宅の規模並びに構造及び設備等)
 - 別添4 (サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの概要)
 - 別添5 (サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス一覧表)
 - 別添6 (事業主体が埼玉県内で実施する事業所一覧)

説明年月日

令和 年 月 日

____様に対して、賃貸借契約書、生活支援サービス契約書及び重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 ケア・トラスト株式会社

所在地 東京都豊島区長崎5丁目3番8号

代表者名 代表取締役 辻 英史

説明者氏名

私は上記事業者から、賃貸借契約書、生活支援サービス契約書及び重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名